

5年保存

基安安発第0729004号  
平成16年7月29日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

研削盤等構造規格第31条の規定に基づく適用除外について

標記について、長野労働局長労働基準部安全衛生課長から別紙甲の1及び甲の2のとおり照会があり、別紙乙のとおり回答したので了知されたい。



専 務 連 絡  
平成16年6月15日

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長 殿

長野労働局労働基準部安全課長

研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外の申請について

標記について、当局管内の事業場から、別紙のとおり特殊な構造の切断といしについて、研削盤等構造規格（以下「構造規格」という。）第31条に基づき、適用を除外してほしい旨の申請がありました。

本申請に係る切断といしは、最高使用周速度が100m/分で使用する非金属用切断といしであり、構造規格第14条第1項に基づき、といしの厚さを直径の1/50以上としなければならないところ、補強材として使用するガラスクロスを工夫することにより強度を高めて、といしの厚さを直径の1/50未満にするものであります。

これについて、下記のとおり取り扱ってよろしいかお伺いします。

記

本申請の切断といしについては、（社）産業安全技術協会で行った「性能試験結果」のとおり、構造規格第14条に合致するものと同等以上の性能を有するものと認められることから、構造規格第31条に基づき、申請のとおり構造規格第14条第1項の適用除外を認める。

平成 16 年 5 月 12 日

長野労働局 局長殿

申請者 住所：〒399-7301

長野県北安曇郡八坂村 1008

株式会社 レヂトン八坂工場

代表取締役社長：山下 隆司



### 研削盤等構造規格第 31 条における適用除外申請について

当社の切断砥石の新製品の発売にあたり新製品は、研削盤等構造規格第 14 条の規格に適合しておりませんので、下記の通り適用除外申請を致します。

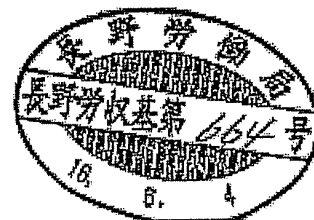
#### 記

#### 1. 申請理由

携帯用エンジン付切断機（エンジンカッター）が、輸入され広く使用されております。当社でエンジンカッター用の切断砥石（直径 355mm）を新しく発売したいと思っております。しかし、新しく発売したい切断砥石（直径 355mm）は、研削盤等構造規格第 14 条の規格に適合しておりません。研削盤等構造規格第 14 条の規格によると切断砥石の最高使用周速度が、普通使用周速度以外の速度で、80 [m/s] を超え 100 [m/s] 以下の切断砥石の厚さは、直径(D)mm / 50 以上 80 [mm] 以下と規定されております。この規定によると直径 355mm の切断砥石の厚さは、7.1 [mm] 未満にする事は、出来ません。新しく発売したい切断砥石（直径 355mm）の厚さは、4 [mm ± 0.2mm] です。切断砥石の厚さを薄くしても補強材（ガラスクロス）の工夫に依り安全性の確保が、可能となりましたので、砥石の安全性能試験結果書を添えて申請致します。

#### 2. 切断様式

携帯用エンジン付切断機（エンジンカッター）に、当該切断砥石を取り付け、回転させて切断物を切断する。



3. 切断砥石の明細

品名 : レジノイド切断砥石  
 社内呼称 : 355 エンジンカッター 非金属用  
 寸法 : 直径(355mm)×厚さ(4mm)×穴径(30.5mm)  
 砥粒 : C/GC  
 粒度 : F24  
 結合度 : R  
 結合剤 : B レジノイド  
 補強材 : ガラスクロス [RMK3800-4 (Φ350×45) ~ 2枚]  
 補強材 : ガラスクロス [EMK5000-5 (Φ203×45) ~ 1枚]  
 補強材 : ガラスクロス [EMK5000-5 (Φ178×33) ~ 1枚]

※ ガラスクロス [RMK3800-4 (Φ350×45)は、安全基材株式会社製造品]  
 ※ ガラスクロス [EMK5000-5 (Φ203×45)は、安全基材株式会社製造品]  
 ※ ガラスクロス [EMK5000-5 (Φ178×33)は、安全基材株式会社製造品]

最高使用周速度 : 100 [m/s]  
 切断砥石断面図 : 別紙を参照

4. 切断砥石寸法規格

直径 : 355 ± 1 [mm]  
 厚さ : 4.00 ± 0.2 [mm]  
 穴径 : 30.5 ± 0.2 [mm]

5. 補強材 (ガラスクロス) 仕様

※ ガラスクロスは、安全基材株式会社製造品

品名	質量 g/m <sup>2</sup>	厚さ mm	密度 (本/25mm)		使用糸番手 (TEX)		引張強度 (N/25mm)	
			縦	横	縦	横	縦	横
RMK3800-4	385	0.60	4 × 2	4	575 × 2	1,150	3,635	2,254
EMK5000-5	330	0.55	5 × 2	5	405 × 2	810	1,852	1,617

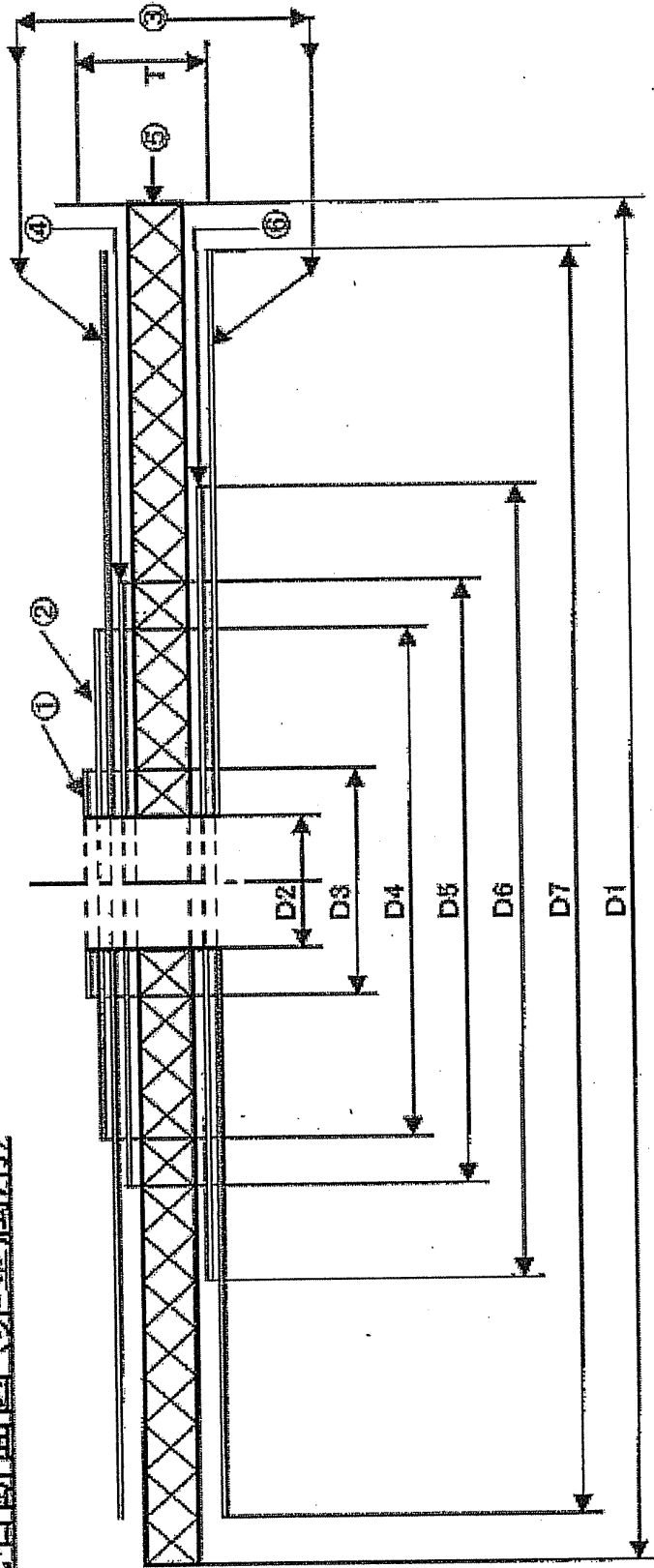
6. 添付資料

社団法人 産業安全技術協会に依頼した当該切断砥石の安全性能試験結果成績書を1部  
 安全性能試験の内容

- ① 破壊回転試験
- ② 回転側圧試験

以上

# 砥石断面図 (非金屬用)



記号	D1 (砥石直径)	D2 (砥石直径)	T (砥石孔径)	T (砥石厚み)	D3 (口金)	D4 (ラベル)	D5 (砥石径)	D6 (砥石径)	D7 (砥石径)	D8 (砥石径)	D9 (砥石径)	D10 (砥石径)	D11 (砥石径)
寸法	355 ± 1.0mm	30.5 ± 0.2mm	4.00 ± 0.20mm	4.00 ± 0.20mm	48mm	155mm	178mm	203mm	203mm	203mm	203mm	203mm	350mm

No	名前	形式	サイズ
①	口金		外径 (48mm) × 内径 (30.7mm) × 高さ (5mm)
②	ラベル (紙)		外径 (155mm) × 内径 (38mm) × 厚さ (0.06mm)
③	ガラスクロス	RMK3800-4	外径 (350mm) × 内径 (45mm) × 厚さ (0.60mm)
④	ガラスクロス	EMK5000-5	外径 (178mm) × 内径 (33mm) × 厚さ (0.55mm)
⑤	砥粒 (C,GC#24)		
⑥	ガラスクロス	EMK5000-5	外径 (203mm) × 内径 (45mm) × 厚さ (0.55mm)



事 務 連 絡  
平成16年6月15日

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長 殿

長野労働局労働基準部安全課長

研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外の申請について

標記について、当局管内の事業場から、別紙のとおり特殊な構造の切断といしについて、研削盤等構造規格（以下「構造規格」という。）第31条に基づき、適用を除外してほしい旨の申請がありました。

本申請に係る切断といしは、最高使用周速度が100m/分で使用する金属用切断といしであり、構造規格第14条第1項に基づき、といしの厚さを直径の1/50以上としなければならないところ、補強材として使用するガラスクロスを工夫することにより強度を高めて、といしの厚さを直径の1/50未満にするものであります。

これについて、下記のとおり取り扱ってよろしいかお伺いします。

記

本申請の切断といしについては、（社）産業安全技術協会で行った「性能試験結果」のとおり、構造規格第14条に合致するものと同等以上の性能を有するものと認められることから、構造規格第31条に基づき、申請のとおり構造規格第14条第1項の適用除外を認める。

平成 16 年 5 月 12 日

長野労働局 局長殿

申請者 住所：〒399-7301

長野県北安曇郡八坂村 1008

株式会社 レヂトン八坂工場

代表取締役社長：山下禮司



研削盤等構造規格第 31 条における適用除外申請について

当社の切断砥石の新製品の発売にあたり新製品は、研削盤等構造規格第 14 条の規格に適合しておりませんので、下記の通り適用除外申請を致します。

記

1. 申請理由

携帯用エンジン付切断機（エンジンカッター）が、輸入され広く使用されております。当社でエンジンカッター用の切断砥石（直径 355mm）を新しく発売したいと思います。しかし、新しく発売したい切断砥石（直径 355mm）は、研削盤等構造規格第 14 条の規格に適合しておりません。研削盤等構造規格第 14 条の規格によると切断砥石の最高使用周速度が、普通使用周速度以外の速度で、 $80 [m/s]$ を超え $100 [m/s]$ 以下の切断砥石の厚さは、 $\text{直径}(D)mm / 50$ 以上 $80 [mm]$ 以下と規定されております。この規定によると直径 355mm の切断砥石の厚さは、 $7.1 [mm]$ 未満にする事は、出来ません。新しく発売したい切断砥石（直径 355mm）の厚さは、 $4 [mm \pm 0.2mm]$ です。切断砥石の厚さを薄くしても補強材（ガラスクロス）の工夫に依り安全性の確保が、可能となりましたので、砥石の安全性能試験結果書を添えて申請致します。

2. 切断様式

携帯用エンジン付切断機（エンジンカッター）に、当該切断砥石を取り付け、回転させて切断物を切断する。



### 3. 切断砥石の明細

品名 : レジノイド切断砥石  
社内呼称 : 355 エンジンカッター 金属用  
寸法 : 直径(355mm)×厚さ(4mm)×穴径(30.5mm)  
砥粒 : A  
粒度 : F30  
結合度 : R  
結合剤 : B レジノイド  
補強材 : ガラスクロス [RMK3800-4 (Φ350×45) ~ 3枚]  
※ ガラスクロス [RMK3800-4 (Φ350×45)は、安全基材株式会社製造品]  
最高使用周速度 : 100 [m/s]  
切断砥石断面図 : 別紙を参照

### 4. 切断砥石寸法規格

直径 : 355±1 [mm]  
厚さ : 4.00±0.2 [mm]  
穴径 : 30.5±0.2 [mm]

### 5. 補強材 (ガラスクロス) 仕様

※ ガラスクロスは、安全基材株式会社製造品

品名	質量 g/m <sup>2</sup>	厚さ mm	密度 (本/25mm)		使用糸番手 (TEX)		引張強度 (N/25mm)	
			縦	横	縦	横	縦	横
RMK3800-4	385	0.60	4×2	4	575×2	1,150	3,635	2,254

### 6. 添付資料

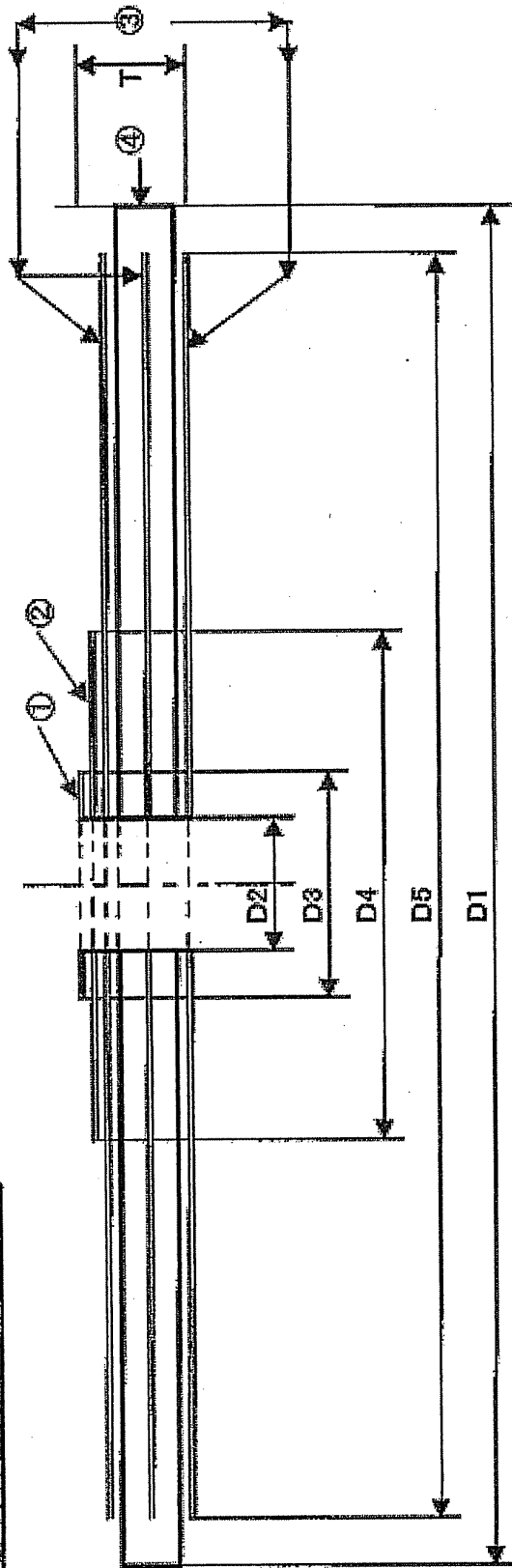
社団法人 産業安全技術協会に依頼した当該切断砥石の安全性能試験結果成績書を1部  
安全性能試験の内容

- ① 破壊回転試験
- ② 回転側圧試験

以上



# 砥石断面図 (金属用)



記号	D1 (砥石直径)	D2 (砥石穴径)	T (砥石厚み)	D8 (口金)	D4 (ラベル)	D5 (ガラス径)
寸法	355±1.0mm	30.5±0.2mm	4.00±0.20mm	48mm	155mm	350mm

No	名前	形式	サイズ
①	口金		外径 (48mm) × 内径 (30.7mm) × 高さ (5mm)
②	ラベル (赤)		外径 (155mm) × 内径 (33mm) × 厚さ (0.06mm)
③	ガラスクロス	RMK3800-4	外径 (350mm) × 内径 (45mm) × 厚さ (0.60mm)
④	砥粒 (A#90)		

基安安発第 0729003 号

平成 16 年 7 月 29 日

長野労働局労働基準部  
安全衛生課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

研削盤等構造規格第 31 条に基づく適用除外について

平成 16 年 6 月 15 日付け長野労働局労働基準部安全衛生課長事務連絡をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱うこととするので通知する。